

## 広島県肝炎患者支援手帳作成検討委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 肝炎ウイルス検査の結果、治療が必要と判定された者を適切な治療につなげるとともに、肝炎患者等に対する情報提供や、肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資することを目的とした、肝炎患者支援手帳（以下「手帳」という。）を作成するため、専門的な見地から手帳の記載内容や活用方法等を検討する、広島県肝炎患者支援手帳作成検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 手帳の記載内容に関する事
- (2) 手帳の活用方法に関する事
- (3) その他手帳に関する事

## (組織)

第3条 検討委員会は、広島県医師会選出の医師、肝疾患診療連携拠点病院の肝臓専門医、及び肝炎対策を所管する行政職員等の委員で組織する。

- 2 検討委員会の委員は、別に定めるものとする。
- 3 委員長は、委員の互選により選出するものとする。

## (任期)

第4条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

## (報酬)

第5条 検討委員会の委員の報酬の額及び費用弁償の額は、附属機関の委員等に対する報酬の額及び費用弁償の額を準用する。

- 2 委員長により招集された学識経験者の報酬の額及び費用弁償の額は、前項を準用する。

## (運営)

第6条 検討委員会は、委員長が必要に応じて招集し、これを総括する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員は、必要に応じて委員長に検討委員会の招集を請求できる。
- 4 委員がやむを得ない事情で検討委員会に出席できない場合は、委任を受けた代理人が検討委員会に出席できるものとする。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の学識経験者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、広島県健康福祉局薬務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。